

岐阜県公報

号 外 (一) 令 和 二 年 十 月 二 十 三 日

規 則

国際たくみアカデミー職業能力開発短期大学校条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第九十九号

国際たくみアカデミー職業能力開発短期大学校条例施行規則の一部を改正する規則

国際たくみアカデミー職業能力開発短期大学校条例施行規則（平成十五年岐阜県規則第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第五条中「の全部若しくは一部の免除若しくは入学金の全部」を「若しくは入学金（以下「授業料等」という。）の全部若しくは一部」に改め、「、学業に精励し、人物健全な者で」を削り、同項各号を次のように改める。

一 学業に精励し、人物健全な者で、次のいずれかに該当するもの（次号に該当する者（免除額算定基準額（授業料等の免除等を受けようとする者及びその生計を維持する者の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第二号に規定する市町村民税の所得割の合計額（知事が別に定める場合にあつては、知事が別に定める額）をいう。以下同じ。）が百円未満の者に限る。）を除く。）

イ 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者と同一の世帯に属する者

ロ 長期疾病、生業の不振又は失業のため、その生計が著しく不良となり、イの被保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者と同一の世帯に属する者

目 次

規 則

○国際たくみアカデミー職業能力開発短期大学校条例施行規則の一部を改正する規則

（労働雇用課） 一 ページ

○岐阜県立職業能力開発校条例施行規則の一部を改正する規則

（同） 四

八 天災その他不慮の災害により住家又は事業用資産に著しい損害を受け、学費の支弁が困難となった者と同一の世帯に属する者

二 その他知事が特に免除の必要があると認めた者

二 大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号）第九条第三項に規定する者のうち、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるもの（前号に該当する者を除く。）

第六条を次のように改める。

（免除の額等）

第六条 前条第一号に該当する者に対する授業料等の免除の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 授業料 月割額に免除が必要と認められる期間の月数を乗じて得た額

二 入学金 全額

2 前条第二号に該当する者に対する授業料等の免除の額は、次の表の免除額算定基準額の欄に掲げる区分に応じ、同表の免除の額の欄に定める額（当該額に百円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とする。

免除額算定基準額	免除の額	
	授業料	入学金
一 一〇〇円未満	全額	全額
二 一〇〇円以上二五、六〇〇円未満	授業料の年額に三分の二を乗じて得た額	入学金の額に三分の二を乗じて得た額
三 二五、六〇〇円以上五一、三〇〇円未満	授業料の年額に三分の一を乗じて得た額	入学金の額に三分の一を乗じて得た額

3 授業料の免除の額は、毎年度、前期及び後期の二期に区分して行うものとする。

第八条第一項中「授業料の」を「授業料等の」に、「授業料免除申請書」を「授業料・入学金免除申請書」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 第五条第一号に該当する場合にあつては、家庭状況書（別記第二号様式）

第八条第一項第二号中「第五条第一号」を「第五条第一号イ」に改め、同項第三号中「第五条第二号」を「第五条第一号ロ」に改め、同項第四号中「第五条第三号」を「第五条第一号ハ」に改め、同項に次の二号を加える。

五 第五条第二号に該当する場合にあつては、申請者及びその生計を維持する者の住民票の写し及び課税証明書

六 その他知事が必要と認める書類

第八条第二項を削り、同条第三項中「授業料又は入学金」を「授業料等」に、「別記第四号様式」を「別記第三号様式」に、「第一項各号」を「前項各号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「から第三項まで」を「又は第二項」に、「授業料又は入学金」を「授業料等」に改め、同項を同条第四項とする。

第九条中「別記第五号様式」を「別記第四号様式」に改める。

第十条の見出し中「取消し」を「取消し等」に改め、同条第一項中「授業料等免除等事由消滅届」を「授業料免除等事由消滅届」に、「又は懲戒処分を受けた」を「、懲戒処分を受けたとき又は学業成績が著しく不良な場合（第五条第二号に該当する者に限る。）であつて知事が取消しが適当であると認めた」に改め、同条第三項中「授業料又は入学金」を「授業料等」に、「さかのぼつて」を「遡つて」に改め、同条第四項中「授業料又は入学金」を「授業料等」に改め、同条に次の一項を加える。

5 知事は、第五条第二号に該当する者であつて学業成績が不振であるものに対し、警告を行うものとする。

第十二条中「校長」を「知事」に改める。

別記第一号様式を次のように改める。

第1号様式（第8条関係）

$\left(\begin{array}{c} \text{授業料} \\ \text{入学金} \end{array} \right)$ 免除申請書

年 月 日

岐阜県知事 様

申請者

国際たくみアカデミー職業能力開発短期大学校

科

住所

氏 名 _____ 印 _____

保証人 住 所

氏 名 印

下記のとおり $\begin{pmatrix} \text{授業料} \\ \text{入学金} \end{pmatrix}$ の免除を受けたいので関係書類を添えて申請します。

記

- 1 授業料・入学金の別及び免除を受けたい額等

授業料 月 割 額 (1) 円

免除の期間 (2) か月 (年 月から 年 月まで)

(1) × (2) 円

免除の額 _____ 円

入学金 免除の額 _____ 円

- 2 免除を受けたい理由
(詳細に記入のこと)

別記第三号様式を削る。

別記第四号様式中「授業料・入学金」を「授業料」に改め、「入学金」を「入校金」に改め、同様式を別記第三号様式とする。

「2 修入期限の延長を受けた期間」を「2 修入期限の延長を受けた期間」に改め、同様式を別記第三号様式とする。

別記第五号様式を別記第四号様式とする。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の国際たぐみアカデミー職業能力開発短期大学校条例施行規則の規定は、令和二年度分の授業料及び入学金から適用する。

岐阜県立職業能力開発校条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第百号

岐阜県立職業能力開発校条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県立職業能力開発校条例施行規則（平成二十三年岐阜県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第三条（見出しを含む。）中「退学」を「退校」に改める。

第四条第一項中「の全部若しくは一部の免除若しくは入校金の全部」を「若しくは入校金（以下「授業料等」という。）の全部若しくは一部」に改め、「、学業に精励し、人物健全な者で」を削り、同項各号を次のように改める。

一 学業に精励し、人物健全な者で、次のいずれかに該当するもの（次号に該当する者（免除額算定基準額（授業料等の免除等を受けようとする者及びその生計を維持する者の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第二号に規定する市町村民税の所得割の合計額（知事が別に定める場合にあつては、知事が別に定める額）をいう。以下同じ。）が百円未満の者に限る。）を除く。）

イ 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者と同一の世帯に属する者

ロ 長期疾病、生業の不振又は失業のため、その生計が著しく不良となり、イの被保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者と同一の世帯に属する者
ハ 天災その他不慮の災害により住家又は事業用資産に著しい損害を受け、学費の支弁が困難となった者と同一の世帯に属する者
ニ その他知事が特に免除の必要があると認めた者
二 大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号）第九条第三項に規定する者のうち、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるもの（前号に該当する者を除く。）
三 公共職業安定所長に公共職業訓練の受講の指示を受けて入校する者
第四条第二項中「定める」を「掲げる」に改める。
第五条を次のように改める。

（免除の額等）

第五条 前条第一項第一号及び第三号に該当する者に対する授業料等の免除の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 授業料 授業料の年額の十二分の一に相当する額（以下「月割額」という。）に免除が必要と認められる期間の月数を乗じて得た額

二 入校金 全額

2 前条第二項第二号に該当する者に対する授業料等の免除の額は、次の表の免除額算定基準額の欄に掲げる区分に応じ、同表の免除の額の欄に定める額（当該額に百円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とする。

免除額算定基準額	免除の額	
	授業料	入校金
一 一〇〇円未満	全額	全額
二 一〇〇円以上二五、六〇〇円未満	授業料の年額に三分の二を乗じて得た額	入校金の額に三分の二を乗じて得た額
三 二五、六〇〇円以上五一、三〇〇円未満	授業料の年額に三分の一を乗じて得た額	入校金の額に三分の一を乗じて得た額

3 授業料の免除は、毎年度、前期及び後期の二期に区分して行うものとする。

第七条第一項中「授業料の」を「授業料等の」に、「授業料免除申請書」を「授業料・

入校金免除申請書」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 第四条第一項第一号に該当する場合にあつては、家庭状況書（別記第二号様式）
第七条第一項第二号中「第四条第一項第一号」を「第四条第一項第一号イ」に改め、
同項第三号中「第四条第一項第二号」を「第四条第一項第一号ロ」に改め、同項第四号
を削り、同項第五号中「第四条第一項第四号」を「第四条第一項第一号ハ」に改め、同
号を同項第四号とし、同項に次の三号を加える。

五 第四条第一項第二号に該当する場合にあつては、申請者及びその生計を維持する
者の住民票の写し及び課税証明書

六 第四条第一項第三号に該当する場合にあつては、公共職業安定所長の発行する職
業訓練受講指示書の写し

七 その他知事が必要と認める書類

第七条第二項を削り、同条第三項中「授業料又は入校金」を「授業料等」に、「別記
第四号様式」を「別記第三号様式」に、「第一項各号」を「前項各号」に改め、同項を
同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、
同条第五項中「から第三項まで」を「又は第二項」に、「授業料又は入校金」を「授業
料等」に改め、同項を同条第四項とする。

第八条中「別記第五号様式」を「別記第四号様式」に改める。

第九条の見出し中「取消し」を「取消し等」に改め、同条第一項中「又は懲戒処分を
受けた」を「、懲戒処分を受けたとき又は学業成績が著しく不良な場合（第四条第一
項第二号に該当する者に限る。）であつて知事が取消しが適当であると認めた」に改め、
同条第三項及び第四項中「授業料又は入校金」を「授業料等」に改め、同条に次の一項
を加える。

5 知事は、第四条第一項第二号に該当する者であつて学業成績が不振であるものに對
し、警告を行うものとする。

第十一条中「校長が」を「知事が別に」に改める。

別記第一号様式を次のように改める。

第1号様式(第7条関係)

{	授業料
	入校金

 免除申請書

年 月 日

岐阜県知事 様

申請者

学校名:

科 名:

住 所

氏 名 _____ 印

保証人 住 所

氏 名 _____ 印

下記のとおり

{	授業料
	入校金

 の免除を受けたいので関係書類を添えて申請します。

記

1 授業料・入校金の別及び免除を受けたい額等

授業料 月 割 額 (1) _____ 円

免除の期間 (2) _____ か月 (年 月から 年 月まで)

(1) × (2) _____ 円

免 除 の 額 _____ 円

入校金 免 除 の 額 _____ 円

2 免除を受けたい理由

(詳細に記入のこと)

注 第4条第1項第3号に該当する者については、保証人の記載を要しない。

別記第三号様式を削る。

別記第四号様式中「授業料・入校金」を「授業料」円
「入校金」円

「2」納入期限延長を受けたい期間 月 年 月から 月 年 月まで」を

「2 納入期限の延長を受けたい期間

月 年 月から 月 年 月まで」

様式を別記第三号様式とする。

別記第五号様式中「記載は」を「記載を」に改め、同様を別記第四号様式とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の岐阜県立職業能力開発校条例施行規則の規定は、令和2年度分の授業料及び入校金から適用する。

令和二年十月二十三日発行

発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社